

## 労働者派遣事業における情報について（お知らせ）

労働者派遣法第23条第5項（同法施行規則第18条の2）に基づき、労働者派遣事業に関する以下の事項についてお知らせします。

| 派遣<br>労働者数<br>令和3年6月1日付 | 派遣先<br>事業所数<br>令和3年6月1日付 | 労働者派遣の料金<br>1日8時間あたり<br>令和2年度実績 | 労働者派遣の賃金<br>1日8時間あたり<br>令和2年度実績 | マージン率<br>令和2年度実績 |
|-------------------------|--------------------------|---------------------------------|---------------------------------|------------------|
| 60                      | 28                       | 10,143                          | 8,019                           | 20.9%            |

このマージン率は、以下の計算式で算出されます。

$$\text{マージン率} = \frac{\text{派遣料金} - \text{派遣賃金}}{\text{派遣料金}}$$

- ・ マージンには、営業利益以外に、法定福利費、その他の経費（教育訓練費、有給休暇取得、労務管理費、事務所費、光熱費、車両費等）が含まれます。

◎教育訓練の内容 …… 入職時等基礎的訓練： 作業内容の研修

その他の教育訓練： 接遇・マナー研修

◎法第30条の4条1項の労使協定を締結しているかの有無  
無し

◎キャリアコンサルティングの相談窓口  
TEL：0228-35-1777

◎福利厚生 …… 労災保険、有給休暇制度、指定宿泊施設会員割引制度等  
（指定宿泊施設の詳細については、公益社団法人全国シルバー人材センター  
事業協会ホームページにある「指定宿泊施設」をご覧ください）

公益社団法人宮城県シルバー人材センター連合会 栗原市事業所